

議事日程(第4号)

令和4年12月15日 午前9時30分開議

- 日程第1 承認第6号 専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算(第7号)〕について
- 日程第2 承認第7号 専決処分〔令和4年度国富町水道事業会計補正予算(第2号)〕について
- 日程第3 議案第41号 令和4年度国富町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第4 議案第42号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第43号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第44号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第45号 令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第46号 令和4年度国富町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第47号 国富町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 国富町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第52号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第54号 国富町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第55号 国富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 令和4年請願第3号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願
- 日程第19 発議第6号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第22 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第6号 専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第7号）〕について
- 日程第2 承認第7号 専決処分〔令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）〕について
- 日程第3 議案第41号 令和4年度国富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第4 議案第42号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第43号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第44号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第45号 令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第46号 令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第47号 国富町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 国富町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第52号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 職員ゝの給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第54号 国富町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第17 議案第55号 国富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 令和4年請願第3号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願

日程第19 発議第6号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第22 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（13名）

1番 中村 繁樹君	2番 穂寄 満弘君
3番 谷口 勝君	4番 三根 正則君
5番 日高 英敏君	6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君	8番 近藤 智子君
9番 飯干 富生君	10番 河野 憲次君
11番 緒方 良美君	12番 横山 逸男君
13番 渡邊 静男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君

福祉課長	……………	桑畑 武美君	保健介護課長	……………	坂本 透君
農林振興課長	……………	日高 佑二君	農地整備課長	……………	横山 寿彦君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	横山 香代君
教育総務課長	……………	児玉 和弘君	社会教育課長	……………	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	三好 秀敏君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時28分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。今期定例会も本日が最終日であります。議員並びに執行部の皆様には、議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 承認第6号

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、承認第6号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第7号）〕について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第7号）〕について」の採決を行います。本案は、これを承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、承認第6号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第7号）〕について」は、これを承認することに決定しました。

日程第2. 承認第7号

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、承認第7号「専決処分〔令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）〕について」を議題とします。

これから質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号「専決処分〔令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）〕について」の採決を行います。本案は、これを承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、承認第7号「専決処分〔令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）〕について」は、これを承認することに決定しました。

日程第3. 議案第41号

○議長（渡邊 静男君） 日程第3、議案第41号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 一般会計補正予算（第8号）について、歳出の23ページになりますけれども、総務費の第1項第3節の特別職手当が――すみません、間違いました。24ページです。24ページの戸籍住民基本台帳費の3節一般職手当245万3,000円と計上しておりますが、6人、2人とか12人とかいろいろなところ出ていますけれども、ちょっと大幅な予算が計上してあると思いますが、内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 国は、マイナンバーカードの交付について、今年度末までに全国民に行き渡らせることを目標にしており、本町でもさらに10%程度申請率、交付率の向上を目指したいと考えております。

1月から3月分の職員5名分のマイナンバーカード交付事務と、それに伴う通常業務への影響を加味し、平日と休日の時間外手当を補正計上するものです。

マイナンバーカード交付事務は、1人当たりに要する時間がかかりかかるために、1日当たりの受付人数が限られております。休日等の活用が必要となりますので、このような補正をすることになったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 説明ありがとうございました。

それでは、9月議会に私が、業務が多いところの職員の、事業を伴わない貸し借りなどの職員、できるだけやっぱり残業させない環境づくりということでほかの、忙しいということはマイナンバーが始まった時点で分かっていたと思います。そこで、忙しいなら忙しいなりにほかの部署からの人員の応援だとか借り入れだとか、あと、もう一つは窓口で混雑することが予想されたので、できれば住民票など取りに来たときに声かけ事案してどんどん募集をしたらどうですかという私は提案したんですけれども、そのようになされてもこういった休日出勤が要するという事なのか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） マイナンバーカードの交付事務につきましては、すぐ誰かが来てできるような内容ではありませんので、時間外と休日は今の職員で対応するというので行いたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） よろしいですか。ほかにございませんか。飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 次の25ページで、民生費の社会福祉総務費の中の、区分でいきますと扶助費、障害者自立支援給付費、それからその下にもございます老人措置費、措置費のところ、共に利用者増ということでございしますが、どれぐらいから今、単費でも1,000万円、それぞれかなり増えてきつつありますけれども、この傾向というのは続くのかなということがありますが、まず一番気になりますのが障害者自立支援給付という点で、どの程度増加してるのかなということを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 答弁。桑畑福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 障害者自立支援給付費1,050万8,000円の実績見込みによる増でございしますが、特に増加が著しいものにつきましては、自立訓練、それから共同生活援助（グループホーム）になっております。

自立訓練につきましては、実人数が3名、延べ23回、393万9,000円の増。それから、グループホームについては実人数3名、延べ31回、553万4,000円の増加が見込まれるということでの補正となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。三根議員。

○議員（4番 三根 正則君） 同じく28ページの農林水産業費の中の畜産業費を757万7,000円となっておりますけれども、この4種類補助を出していただくんですけれども、これ中身をちょっと詳しく教えていただくと助かります。

1番なんか、どこにどうやって何が貼られるのかちょっと分かりませんので、詳しくお願いします。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今のご質問にお答えします。

まず、農林水産業費の農業費、畜産業費の負担金補助及び交付金の肥育技術研究会補助金の212万6,000円につきましては、5年に一度開催されますが牛のオリンピック第12回全国和牛能力共進会鹿児島県大会におきまして、宮崎県が肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞しまして、その出品された牛の父牛が国富町井水地区の故靱木武敏氏が生産された第5安栄号であったことをたたえますとともに、コロナ禍など景気低迷におけます町民への消費喚起に資するため、町内生産者の肉を販売することに対する支援としております。

内容としましては、Aコープ国富店での肉の販売補助で、1パック当たり1,000円の補助で2,000パック、購入者への通知はがき2,000円分を計上しております。

続いて、肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金の84万円の内容につきましては、令和4年分の登録肉用牛の1頭当たりの負担単価が決定されたことに伴いましての補正になります。

次の肥育農家経営安定対策事業費の補助金141万1,000円につきましては、牛の販売価格が生産費を下回った場合に、その差額の9割が交付金として生産者に交付される制度で、町が残りの1割を補助しております。高額の算定見直しに伴い補正するものでございます。

それから、子牛競り市購買誘致支援事業費補助金の320万円につきましては、宮崎中央家畜市場での購買者の購買意欲を上げるため、町内繁殖農家が生産しました子牛を対象に、高額子牛の購入に対する補助と宮崎中央管内産の子牛購入の補助を行うものであります。

子牛購入補助につきましては、競り落とし価格80万円以上の購入金額、上位10頭に対し5万円の補助、宮崎中央管内産の種雄牛の子牛の購入補助は、購買者に町内産の特産物1万円相当の30頭に進呈するもので、来年3月までの4競り分を計上するようにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 三根議員。

○議員（4番 三根 正則君） ありがとうございます。

ちょっと、一番最初の肥育技術研究会補助金の最初、聞こえにくかったんですけども、最後のほうで言われたAコープでの販売、これはいつごろ実施の予定ですか。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 販売につきましては、まだAコープのほうとの打合わせ等がこれからになりますので、そういった協議を済ませてから順次行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） ほかにございませんでしょうか。緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 27ページのちょうど中ほどにあります出産子育て応援給付金についてお伺い致しますが、国・県の支出を中心とした大変すばらしい給付金だと考えております。

先ほど町長の説明でありましたが、妊娠時に5万円、出産時に5万円支給であるようですが、妊娠と出産は10か月くらいの相違がある訳で、この給付金はその時々を支払うのか、いつに遡って支給されるのか、これからの事業なのか、口座振替と思いますが、そのあたりをお聞きしたいと思います。さらに、10万円を差し上げるという事で、147名分の予算を計画されていますが、昨年の出生者は町内93名でありますので、この予算は50名以上多いわけで、その予算査定内容と、来年度もこの給付金が継続されるのかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 坂本保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） ただいまのご質問ですけれども、まず支払いの時期についてなんですけれども、スタートが来年の1月ということで一応報道されてますけど、これ以降につきましては、妊娠、出産それぞれ届出をされたときにアンケート等に答えていただきまして、面談の上、申請をいただきまして、支払いを口座ですていくということになります。

この事業ですけれども、令和4年4月まで一応遡りますので、既にもう出産を終えられた方、妊娠届を出されている方、こういう方にはこちらから郵送等でご案内をしまして、遡って支給をしていくという形で考えております。

それから、この人数の見込みについてなんですけれども、まず令和4年4月から10月末までの妊娠届、出生届の実績に、11月から3月の見込みを加えた人数を算出しております。見込みには、過去5年間の妊娠届、出生届の各月の最高値を参考にしております。その結果、出産応援給付金が112人分、それから子育て応援給付金が118人分になります。

さらに、令和4年4月以降に出生届のみを出された方につきましては、出産応援給付金が遡及措置されますので、その数64人を加えまして、合計で294人を給付対象と見込んでおります。それに5万円を乗じますと、この1,470万円の金額になるということになります。

それから、来年度以降の実施についてですけれども、制度化して法整備するか、現時点では未定なんですけれども、令和5年度の国の当初予算には組み込まれる予定という情報を得ております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終了いたします。

これから討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第8号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第41号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第42号

○議長（渡邊 静男君） 日程第4、議案第42号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第42号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号

○議長（渡邊 静男君） 日程第5、議案第43号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第43号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第44号

○議長（渡邊 静男君） 日程第6、議案第44号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第44号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第45号

○議長（渡邊 静男君） 日程第7、議案第45号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第45号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第46号

○議長（渡邊 静男君） 日程第8、議案第46号「令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 今回の補正は、減額ということをお聞きしましたので、予算書の4ページです。ここで補正額、ちょうど300万円減ということでございますので、これは減の内容、同じ設備で安くなっただけなのか、それとも工事内容の変更によって減額になったのかということをお教えください。

○議長（渡邊 静男君） 福嶋上下水道課長。

○上下水道課長（福嶋 英人君） 工事費の300万円の減の内容でございます。県道、この内容は県道旭村木脇線、現在のやちよ荘の前付近の配水管の布設替工事を予定しておりましたが、その工事の執行が県の予算の付きの状態で見込めなくなったために減額をするものであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終了します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号「令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第46号「令和4年度国富町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第47号

○議長（渡邊 静男君） 日程第9、議案第47号「国富町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 町の職員配置一覧表を見ますと、今現在、職員が156名定数に対して155名でありますというようなことで配置がされております。今回、職員定数の改正条例では、125名を7名増員するというような条例改正でございます。

この整合性についてお伺いをします。

そしてまた、同条第8号で、7人を9人に改めるとのことですが、この件についても、説明方よろしくお願いたします。

○議長（渡邊 静男君） 重山総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） よろしいですか。職員一覧表で定数が156人、そして実数が155人ということですが、まず、今回の条例の一部改正の9ページの、ここは125人を132人と。そして、7人を9人に改めるということで、ちょっとのこれだけじゃなかなか分かりにくい面があると思います。これが議案の資料の1ページになりますと、新旧対照表ですけども、こちらでは町長部局が現行で125人と、そして公営企業職員7人ということで、これだけが表示してありますので、町の今の職員の定数の中身の説明をさせていただきたいと思します。

今の町の定数条例は、町長部局が125人です。そして議会事務局が3人、選挙管理委員会部局が1人、教育委員会部局が20人、公営企業7人の合計156人が定数となっております。

それに、現在の職員数ですが、これは町長部局が124人、で議会事務局が3人、それから選挙管理委員会部局が1人、教育委員会部局が16人、公営企業が6人の、現在150人であります。

先ほど職員一覧表、こちらは155人ということのご質問でしたけど、これには現在、職員の定数に含まない国への出向が1人、それからの再任用職員4人が含まれているということで155人となっております。

なお、県派遣指導主事の2人につきましては、定数に含まれているということでもあります。

以上、説明いたします。

○議長（渡邊 静男君） ほかがございませんか。飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 私のほうは、この本庁部局で132人ということで、これは定年の関係もあると思うんですが、このことと、今度は令和5年度の新規採用予定職員、この関係、

このことと、それからもう一つは、もう既に新規採用職員の内示とといいますか、もう試験は昨年8月で終わっています。面接も終わっていますから、もうほぼほぼ決定ですけど、その辺のこの関連性です。定年延長だったりしていきますと、当然人は増えますけど、逆に言えばあの新しい人の入ることに対しての影響が必ず出ると思うんですけれども、そのあたりのことをちょっとお聞かせください。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） ただいまのご質問ですが、令和5年の新規採用職員の内示関係、それから定年延長に伴うということでのご質問でよろしかったですね。

まず、この定年延長について、これは今回条例改正をさせていただくんですが、実際は、令和5年度はまだ影響しません。令和6年度から本格的に動いていきますので、令和5年度で影響を受けるということはありません。

新規採用につきましては、ただいま審査等を行いまして、今月中には発表したいと思っておりますが、今のところは若干名採用するというところであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 1次の合格者ですね。1次合格者は14人です。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） はい、分かりました。この条例の改正によりますと、2年ごとにどんどん伸びていくということがありますが、いずれはそういうこともありますけれども、昨今言われてますけども、採用試験も県の統一様式で共通でということで、私たち議会側からすると、できるだけ地元採用ということもずっと訴えていますけども、なかなかそうはいかないということでございますが、やっぱりそういった点でも、早い段階で、要するに学生の段階で就職活動されていますから、逆に言えば、優秀な生徒のほうには普通の企業等がやるように、国富町役場から、ぜひどうぞ受験してくださいと、国富町に貢献しませんかということで、優秀な人がたくさんいますから、よそに取られる前に、ぜひこの国富町の職員として頑張ってもらいたいという人をどんどん残してもらわないと、なかなか今これだけ人口減少が減っては、学生数も少なくなつてきますから、そういった点はぜひ一考していただけると幸いかな思います。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号「国富町職員定数条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第47号「国富町職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第48号

○議長（渡邊 静男君） 日程第10、議案第48号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第48号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第49号

○議長（渡邊 静男君） 日程第11、議案第49号「国富町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号「国富町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第49号「国富町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第50号

○議長（渡邊 静男君） 日程第12、議案第50号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第50号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第51号

○議長（渡邊 静男君） 日程第13、議案第51号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第51号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第52号

○議長（渡邊 静男君） 日程第14、議案第52号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第52号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第53号

○議長（渡邊 静男君） 日程第15、議案第53号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第53号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第54号

○議長（渡邊 静男君） 日程第16、議案第54号「国富町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号「国富町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第54号「国富町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第55号

○議長（渡邊 静男君） 日程第17、議案第55号「国富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号「国富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第55号「国富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 令和4年請願第3号

○議長（渡邊 静男君） 日程第18、令和4年請願第3号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。総務厚生常任委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） ただいま議題となりました令和4年請願第3号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願」の審査経過と結果をご報告いたします。

本請願につきましては、12月9日の総務厚生常任委員会におきまして慎重に審査を行いました。

本請願の要旨は、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査に当たりましては、インボイス制度の概要、制度実施に向けた問題点などを検討し、本請願の内容について慎重に審査を行いました。その結果、インボイス制度は請求書の複数税率を明確に表記し、消費税納税の透明性を図るための制度ではありますが、事業者にとってはシステム変更等の経費負担が増え、経理事務も煩雑になり、また適格請求書インボイスが発行できない消費税免税事業者との取引の停止も考えられ、地域経済に大きな打撃を与えるものです。

何よりも、コロナ禍で社会全体が混乱し経済が疲弊する中で、インボイス制度を予定どおり推し進めるには問題があると言わざるを得ず、制度の実施を注視する必要があるのではないかと結論いたしました。

このような観点から、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願は、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（渡邊 静男君） これから委員長報告に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、令和4年請願第3号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願」の採決を行います。

お諮りします。この請願に対する委員長の報告は採択です。令和4年請願第3号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願」を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、令和4年請願第3号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19. 発議第6号

○議長（渡邊 静男君） 日程第19、発議第6号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） それでは、ただいま議題となりました発議第6号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」についてご説明いたします。

本意見書の趣旨は、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求めるものであります。

先ほど私、請願の審査のときに申し上げましたように、請願のほうでは延期でございましたが、委員会の審査の中で、延期よりもっと強めに上げるべきではないかという意見がありましたので、中止を求めるといふふうになっております。ご理解ください。

その内容であります。2023年10月1日には、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が実施される予定であります。この制度実施に先立ちまして、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されています。これまで年間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されてきましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生します。また、発送する請求書の様式変更、システムの入力換え改修など、多大な事務、経費の負担が生じることとなります。

また、消費税免税事業者は、インボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念もあります。

インボイス制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねません。このことから、国会及び政府に対し、中小企業、小規模事業者の事業存続と再生、引いては日本経済振興のためインボイス制度の実施を中止することを強く要望する必要があるため、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[別紙]

発議第6号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

物価高騰が暮らしと経済に深刻な影響を与えている中、2023年10月1日には複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施される予定である。このことに先立ち、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されている。対象となるのは、農林水産業者、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート及びシルバー人材センター会員など多岐に上る。

これまで年間の課税売上が1,000万円以下であれば、消費税の納税は免除されてきたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになる。

消費税免税事業者は、インボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念がある。

インボイス制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねない。また、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び日本税理士連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止及び実施延期を求める声が上がっている。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

宮崎県国富町議会
議長 渡邊 静男

衆議院議長 細田博之殿
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄殿
総務大臣 松本剛明殿
財務大臣 鈴木俊一殿

○議長（渡邊 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手多数と認めます。したがって、発議第6号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件について

○議長（渡邊 静男君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したい
と思います。

なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定しました。

日程第21. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第21、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、総務厚生常任委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第22. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第22、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、文教産業常任委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第23. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委

員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例・デジタル化の推進等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長の申出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、令和4年国富町議会第4回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前10時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月15日

議 長 渡邊 静男

署名議員 日高 英敏

署名議員 近藤 智子

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

議 長

署名議員

署名議員